

## 協同組合促進委員会に対する ICA の冒頭声明

訳：堀越真紀子（協同総合研究所）

協同組合は、人間を第一におく企業形態である。すなわち組合員所有、民主的原則の下で管理される。そして協同組合は競争に耐えうる事業体であり、少なくとも市場での事業活動や資本の活用において、他の事業体と同様に効率的である。さらに、協同組合は利益に駆り立てられるのではなく、むしろニーズによって営まれる。また、公共政策の道具ではない。協同組合が成果をあげるために、自治的な協同組合の発展・成長を可能にする環境づくりを政府に対し要求する。そうすれば、協同組合はあらゆる人々の生活を向上させることができるであろう。

このことから ICA は、ILO の「発展途上国の経済的、社会的開発における協同組合の役割」に関する 127 号勧告の改定に対するイニシアチブを歓迎する。

協同組合の新しい文書が以下となるよう期待する。

- ・ 長期政策に、ILO 加盟国に対する参照枠組を提供する。
- ・ ある特定の、地理的地域あるいは協同組合活動の分野に焦点を当てるのではなく、むしろ活動の性格や分野を包括的なものとする。
- ・ 全ての活動分野において、全協同組合組織のニーズに対処する柔軟性を持つ。
- ・ 特に国の役割に関して、協同組合が機能を果たし成功を可能とする条件を保証することに焦点を当てる。

101ヶ国 253 協同組合組織のメンバーを代表する ICA は「協同組合の振興レポート（第 2 分冊）」に含まれる「結論案」を再検討した。4 つの根本原理を強調したいが、重要なポイントは、本文を再検討する際に ILO 代表者がこの原理を考慮する必要があるということである。

### 新しい ILO 文書において保証される必要のある 4 つの根本原理

#### 第 1 原理 協同組合の定義

この改正は、ICA 協同組合のアイデンティティ声明と協同組合の定義「自発的に手を結ん

だ人々の自治的な組織であり、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと要望をかなえることを目的とする。」を承認するべきである。この定義は経済的、社会的、文化的発展の促進において、協同組合の自治的性格を明確に表しており、その価値と原則を定め、その役割を定義している。

世界中の協同組合間で行なわれた長期にわたる協議を経て1995年に採択された「ICAアイデンティティ声明」は、各々独自の特別ニーズや優先権を持つ伝統・分野の多様なグループからなる協同組合によって合意を得た共通の枠組を提供している。それゆえこの声明は運動の変化を表しているが、一方では協同組合事業体の本質を正確に指摘している。そして協同組合経営に関する一般原則を含むものであるので、新しいILO文書に引用されることは非常に適切である。

われわれは、協同組合の原則 自発的で開かれた組合員制、組合員による民主的管理、組合員の経済的参加、自治と自立、教育・研修および広報、協同組合間の協同、地域社会（コミュニティ）への関与 が、解釈において多少混同されることがあるということを知っている。われわれはそれゆえ正しく解釈されるように、「協同組合アイデンティティ声明」が新しい文書に含まれ、あるいは少なくとも添付文書として引用されることを提唱する。この原則は、協同組合人が彼らの協同組合組織の発展に励むためのガイドラインである。これは本質的に実用的な原則であり、哲学的思考とともに代々の経験によって作り上げられている。したがってわずかな程度差はあるが、順応性があり、異なる境遇における異種協同組合に適応可能である。しかしこの原則の本質的性格は、協同組合人を有能にし、協同組合を明瞭なものとし、協同組合運動を価値あるものとする。

## 第2原理 協同組合の自治

協同組合の自治は保証されねばならない。この点に関して政府の役割は、条件の変化に応じて、協同組合の発展を可能とする環境を創造し保つことである。

それゆえ協同組合事業における政府の役割は、政府が設立や潜在的な干渉を行い積極的に関わるような協同組合の「促進」ではなく、むしろ協同組合が組織され効果的な運営ができるように条件を与えるべきである。

## 第3原理 ICAが「対等な競技場」(Level Playing Field)とよぶ協同組合に対する対等なチャンス

協同組合は他のタイプの組織や事業体と同様、本質的に平等でなければならず、その独特な性格によって差別されてはならない。

## 第4原理 人あるいは経済分野の特定グループに制限されることのない全ての人のための協同組合

協同組合は経済の全ての分野において存在する。だれでもがみな協同組合を組織することができるし、またそうできるようにすべきである。新しい文書は協同組合活動の領域をある

人的グループあるいは分野グループに制限してはいけない。「ILO レポート（第2分冊）」に含まれた提唱文の文脈では、設立される可能性のあった協同組合のタイプならびに協同組合が奉仕すべき地域社会（コミュニティ）を限定することを非常に強調している。

ICAは新しい文書に対する提案に、これらの4原理の採用を保証するよう代表に要求する。彼らがこの4つの根本原理の要素（われわれはこの原則によって協同組合が発展し成功することができるであろうと思っている）を否定しないのなら、新しい文書は政府ならびに協同組合運動、そして他の利害関係者にとっても有益なものとなるであろう。

われわれは、あなたがたが審議において「協同組合アイデンティティ声明」を心にとめ、協同組合の自治を保証すること、また、対等な競技場（Level Playing Field）で協同組合の発展が可能となり、世界中の人々が彼らのニーズをかなえるために協同組合の事業体モデルを活用できるようになると信じている。